

# 次期計画における 基本方針の考え方

## (A)再エネ・省エネ機器に関する取組(ハード対策)

| 社会情勢   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>国の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス削減目標を達成するため、ハード対策に大きな削減効果を期待している。</li> <li>国の「第5次エネルギー基本計画」では、再生可能エネルギーの最大限の導入を目指しているほか、2030年までに新築住宅の平均でZEHの実現を目指すなど、ハード面での目標を複数設定している。</li> <li>省エネ法に基づき、エアコン等の家電製品の省エネ性能や自動車の燃費基準が引き上げられ、省CO2に資する家電や自動車の普及を促進している。</li> </ul> |

| 地球温暖化対策実行計画協議会からの提言   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>市民・事業者が再生可能エネルギーを無理なく導入できる仕組みの整備を期待(H24)</li> <li>再生可能エネルギーの普及を図る施策の充実に期待(H25)</li> <li>太陽光発電設置施設に蓄電設備を併設するなど、非常時、災害時にも配慮が必要(H26)</li> <li>市の事務事業から発生する温室効果ガスの率先した削減が必要(H29)</li> <li>公共施設への再エネ・省エネ機器の積極導入が市民への啓発として有効(H30)</li> </ul> |

| 行政・市民の取り組み状況等 |  |
|---------------|--|
| 取組状況(行政)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民向けエコハウス補助金により、再エネ・省エネ機器の導入、建物の断熱改修等への支援を実施。200件/年程度の交付件数で市民のニーズは高い。</li> <li>民間事業者向け省エネ改修補助金により、市内事業所等の省エネ改修への支援を実施。H23以降、募集件数(25件)に対する応募件数(26件)と事業者のニーズは高い。</li> <li>「たかつきエコオフィスプラン」として、公共建築物の省エネ化、太陽光発電装置の設置、公用車におけるエコカー導入など、温室効果ガス排出抑制の取組を率先して実施。</li> </ul> |
| 取組状況(市民)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>過去のアンケート結果と比較して、再エネ・省エネ機器の導入が進んでいる。</li> <li>太陽光発電の普及率については大阪府下と比べて高い。また、このうち9%の世帯で蓄電池を設置している。</li> <li>長期優良住宅の認定件数は年間300棟前後(累積約2,500棟)と堅調に推移。</li> </ul>   |
| 市民意識          | <ul style="list-style-type: none"> <li>過去のアンケートと比較して、温暖化対策実践の阻害要因として費用面を理由とする回答の比率が増加しており、市民としても省エネのためにはハード対策が必要であると認識していると推測される。</li> <li>75%程度の世帯で自動車を保有しており、そのうちの約半分はタイミングが合えば、あるいは安価になればエコカーを購入したいと回答しており、エコカー導入への意識は高い。</li> <li>取組姿勢として、多少の不自由や負担があっても実践したいという意見が4割以上と多い。</li> </ul>               |



| (基本方針)温室効果ガスの排出の少ない快適な建物と自動車に変えていこう |   |
|-------------------------------------|---|
| 理由                                  | <p>温室効果ガス排出抑制のためには、再生可能エネルギー・省エネルギー機器の導入による効果が大きく、引き続きこれに取り組んでいく必要がある。なお、この取組結果は光熱水費等の削減につながり、市民・事業者にとってその効果を実感しやすいため、市民・事業者の関心も高い。</p> <p>また、再生可能エネルギーへの転換は発電に伴う温室効果ガス排出量削減への寄与が大きく、引き続き積極的な導入を進める必要がある。</p> |

## (B) 日常的な取組(ソフト対策)

| 社会情勢  |  | 行政・市民の取り組み状況等 |   |
|---|--|---------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>国の「地球温暖化対策計画」では、あらゆる場面で賢い選択を通じた日々の温暖化対策を推進する「COOL CHOICE」を国民運動として位置付けている。</li> <li>企業が自らの事業で使用する電力の全てを再生可能エネルギーで賄うことを目指す「RE100」に参加する企業が世界で増加している(日本では33社が参加)。</li> </ul>   |  | 取組状況(行政)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>たかつき市民環境大学を開講し、大学教授等の環境分野の専門家を講師に招き、累計約170人の卒業生を輩出。</li> <li>市立小学4年生を対象とした環境副読本を作成し、学校現場での環境教育を支援。</li> <li>たかつきエコフェスタやクリーンフェスタ高槻など環境に関するイベントや出前講座を開催し、広く市民に環境問題への啓発を実施。</li> <li>「高槻市電力の調達に係る環境配慮方針」の評価基準に則り、環境に配慮した電力を調達。</li> </ul>   |
| <b>地球温暖化対策実行計画協議会からの提言</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市域の温暖化対策を担う人づくりや環境活動を行う組織づくりの支援が必要(H24)</li> <li>幼少期や学校現場での環境教育が重要(H24、H25)</li> <li>環境団体や事業者と連携し、環境教育、環境学習の機会の創出が必要(H25、H27)</li> <li>地球温暖化対策に関する情報の発信方法に工夫が必要(H25、H26、H27、H28)</li> <li>産業の発展と温室効果ガスの排出量増加はトレードオフの関係にあるため、事業者の取組を評価する仕組みが必要(H26、H27)</li> </ul> |  | 取組状況(市民)      | <ul style="list-style-type: none"> <li>省資源に関するもの(とりわけ、詰め替え可能な商品などの購入(約77%)、ごみの分別(約64%))で習慣的に実行している割合が高い。</li> <li>たかつき市民環境大学の卒業生の多くは、環境保全活動団体に所属し、市内の環境保全活動に積極的に取り組んでいる。</li> <li>自動車の利用を控え、公共交通や自転車の利用を日常的に行っている市民は36%である一方、日常的に行っていない市民も一定みられる(26%)。</li> <li>年齢が上がるほど、自動車の利用を控え公共交通や自転車を利用することについて、自ら取り組むべきものとして意識している。</li> </ul> |
|   |  | 市民意識          | <ul style="list-style-type: none"> <li>全国のアンケートと比較して、市民の取組意識は高い傾向にある。また、過去のアンケートと比較して、全般的に日常的な取組の意識向上がみられる。</li> <li>温暖化対策実践の阻害要因として、取り組み方が分からないという意見が多い(36.1%)。</li> <li>現状において「熱心でない」と自己評価している層においても、8割以上が今よりも前向きに取り組みたいという意識を持っている。</li> </ul>   |



| (基本方針) 日々の暮らしや仕事の中で省CO2となる選択を習慣づけよう |   |
|-------------------------------------|---|
| 理由                                  | 温室効果ガス排出抑制のためには、市民一人ひとりの意識改革、その先にある行動変容が必要不可欠である。本市においては、過去のアンケートと比較して取組がより浸透しており、全国のアンケートと比較しても取組への意識は高いが、引き続き、省CO2となる行動変容を市民・事業者に促していくことが必要である。 |

## (c)まちづくりに関する取組

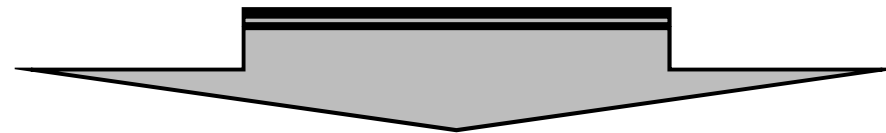
| 社会情勢   | 行政・市民の取り組み状況等 |  |
|--|---------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>国の「地球温暖化対策計画」では、都市構造を集約型に転換し、低炭素型の都市・地域づくりについて、総合的かつ計画的な取組が必要としている。</li> <li>「高槻市都市計画マスタープラン」及び「高槻市立地適正化計画」では、集約型の都市づくりを推進しており、そのための交通体系として「高槻市総合交通戦略」では、公共交通の機能強化や、歩きやすい環境づくりなどを基本方針に掲げている。</li> <li>「高槻市農林業振興ビジョン」では、農林業の持続的な発展を目的とし、農地や森林の保全の重要性を示している。</li> </ul>   | 取組状況<br>(行政)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市営バスによる市内の公共交通ネットワークを確保するとともに、駅前広場の整備などにより公共交通の利便性の向上を推進。</li> <li>「たかつき自転車まちづくり向上計画」に基づき、自転車通行空間などのハード面の整備、マナー向上の啓発等のソフト面を推進し、自転車利用を促進。</li> <li>市内の農林業の持続的発展を目指し、多面的に各種の取組を支援(例:市民林業士養成講座を開催し、累計約300人の森林ボランティアを育成)。</li> </ul>                |
| <p style="text-align: center;">地球温暖化対策実行計画協議会からの提言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林に関わる団体と連携し、森林資源の有効活用が必要(H24、H25、H26、H29、H30)</li> <li>森林バイオマスの検討が必要(H25、H26、H28、H29)</li> <li>森林環境譲与税の活用の検討が必要(H28、H29)</li> <li>倒木被害が発生した森林の再生は必要不可欠(H30)</li> <li>市バスをはじめとする公共交通の利用促進による地球温暖化防止への寄与を評価すべき(H26、H28)</li> <li>自転車利用を促進する積極的な施策展開が必要(H25、H26)</li> <li>「歩く」ことが容易となるような道路整備が必要(H28)</li> </ul> | 取組状況<br>(市民)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>DID(人口集中地区)と市街化区域がほぼ一致していることから、市民は市街化調整区域への居住よりは、市街化区域・中心市街地への居住を選択する傾向にある。</li> <li>農地所有者や地域組織・高槻市農業協同組合が中心となり、特性に応じた営農、遊休農地の解消、計画的な基盤整備等を実施。</li> <li>森林所有者や森林組合が中心となり、健全な森林の維持や良質材を生産することを目的に適切な森林施業を実施。また、環境保全活動団体による里山・森林整備の実施。</li> </ul> |
|  | その他           | <ul style="list-style-type: none"> <li>一人当たりの温室効果ガス排出量は4.83t-CO<sub>2</sub>で中核市の中で6番目に少なく(参考資料2-1参照)、一定程度コンパクトシティ化が進んでいると評価できる。</li> <li>市域における森林吸収量は概算で4,500~7,000t-CO<sub>2</sub>/年程度(参考資料2-2参照)で、市域における温室効果ガス排出量約160万t-CO<sub>2</sub>に対して寄与は限定的。</li> </ul>                         |

### (基本方針)便利・快適でみどりあふれる低炭素なまちをつくらう

|    |   |
|----|---|
| 理由 | <p>自動車に起因する温室効果ガス排出抑制のためには、コンパクトなまちづくりとこれを支える交通体系の確立が必要である。本市においてはすでに一定程度これが実現しているが、引き続きこの取り組みを進めていく必要がある。</p> <p>また、市域の約44%を占める北部の森林は、高槻らしさの重要な要素の一つであることから、適正な森林保全及び森林資源の有効な利活用の促進を図る必要がある。</p> |
|----|---|

## (D) 循環型社会に関する取組

| 社会情勢  |  | 行政・市民の取り組み状況等 |  |
|---|--|---------------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>国の「地球温暖化対策計画」では、3Rの取組を推進することにより、廃棄物の排出抑制、再生利用を促進し、廃プラスチックなどの廃棄物の焼却に伴う二酸化炭素排出量を削減するとしている。</li> <li>国の「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、ライフサイクル全体での徹底した資源循環を柱としており、「プラスチック資源循環戦略」でも、プラスチック資源の3R及び再生利用等を促進するとしている。</li> <li>「高槻市一般廃棄物処理基本計画」では、ごみの減量化を推進するため、発生抑制行動の浸透やリサイクルシステムの確立等を柱に位置付けている。</li> <li>海洋プラスチック問題や、途上国への廃プラスチック輸出に対する国際的な問題意識が高まり、使い捨てプラスチック容器等の使用の抑制が重要な課題となりつつある。</li> </ul> |  | 取組状況<br>(行政)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ペットボトルなどをリサイクルごみとして回収し、その再資源化を促進。</li> <li>エネルギーセンターに高効率廃棄物発電を導入(約3000万kWh/年)し、サーマルリサイクルを実践。</li> <li>廃棄物の減量及び適正処理等の推進に関する条例に基づき、廃棄物の多量排出事業者に対して、事業系ごみ減量の指導を実施。</li> </ul>  |
|   |  | 取組状況<br>(市民)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーマーケット等の店頭での発泡トレイなどの資源ごみ回収、自治会などによるリサイクルごみの集団回収を通じた再資源化の促進。</li> <li>北摂7市3町とスーパーマーケットにおいてレジ袋削減協定を締結(令和元年度時点で12社が協定に参加)し、この無料配布を中止することでプラスチック消費を削減。</li> <li>過半数の市民が、詰め替えなど環境に配慮した商品の選択や、ごみの分別に日常的に取り組んでいる。</li> <li>市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は10年間で約5%減少している。(H20:674g → H30:639g)</li> </ul> |
| <p style="text-align: center;"><b>地球温暖化対策実行計画協議会からの提言</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ発電により得られるエネルギーを有効に活用することが必要(H27、H29、H30)</li> <li>廃棄物処理と温暖化対策を関連付けることが必要(H29)</li> </ul>   |  | 市民意識          | <ul style="list-style-type: none"> <li>約半数の市民が、リサイクルなど資源の有効活用について、自ら取り組むべきものとして主体的な意識を持っている。</li> </ul>  |



| (基本方針) 資源の使い捨てや無駄使いをなくし、ごみではなく資源として循環させよう |  |
|---|--|
| 理由  | 国際的にプラスチック問題が大きく取り上げられる中、廃棄物部門における温室効果ガス排出抑制には廃棄物をゴミではなく資源として循環させること、また、廃棄物量の減量、とりわけ廃プラスチック量の削減が効果的であることから、これらに引き続き取り組んでいく必要がある。 |

## (E) 気候変動適応策に関する取組

| 社会情勢  | 行政・市民の取り組み状況等  |          |   |          |  |      |  |
|---|--|----------|---|----------|--|------|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>IPCC(気候変動に関する政府間パネル)では、温室効果ガスの排出抑制の「緩和策」をもってしても一定の地球温暖化は避けられず、変化した気候のもとで悪影響を最小限に抑える「適応策」も同時に進める必要があるとしている。</li> <li>国の「気候変動適応計画」では、これを勘案した地域気候変動適応計画の策定を地方公共団体の努力義務としている。</li> <li>大阪府の「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」では、平成29年に「適応計画」を組み込み、気温上昇と大雨の頻度の増加が府内では特に顕著に見られると予測し、ハード・ソフト両面による水害・土砂災害対策や、熱中症対策などを盛り込んでいる。</li> </ul> | <table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1043 252 1223 499">取組状況(行政)</td> <td data-bbox="1223 252 2029 499"> <ul style="list-style-type: none"> <li>「総合雨水対策アクションプラン」に基づき、集中豪雨への対応として、雨水貯留施設等の整備やハザードマップを活用した市民向けの啓発を実施。</li> <li>深刻化する風水害に対応するため、地域防災計画を策定するとともに、定期的に地域住民と共に災害対応訓練を実施。</li> <li>「熱中症予防声かけプロジェクト」に参加し、リーフレットの配布や熱中症予防月間ポスター掲示などによる啓発を実施。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 499 1223 687">取組状況(市民)</td> <td data-bbox="1223 499 2029 687"> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民フェスタ高槻まつりにおける、環境保全活動団体による打ち水の実施。</li> <li>商業施設等におけるドライ型ミスト、冷却ルーバーの設置。</li> <li>自助の意識を育むため、地域住民が中心となった避難所運営訓練や炊き出し訓練を含む市民防災訓練を実施。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1043 687 1223 837">市民意識</td> <td data-bbox="1223 687 2029 837"> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去のアンケートと比較して、異常気象に伴う豪雨災害や、熱中症など健康被害への懸念が大きく増加している。</li> <li>自ら取り組むべき事項として、災害への備えについて、高い関心が見られる。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> | 取組状況(行政) | <ul style="list-style-type: none"> <li>「総合雨水対策アクションプラン」に基づき、集中豪雨への対応として、雨水貯留施設等の整備やハザードマップを活用した市民向けの啓発を実施。</li> <li>深刻化する風水害に対応するため、地域防災計画を策定するとともに、定期的に地域住民と共に災害対応訓練を実施。</li> <li>「熱中症予防声かけプロジェクト」に参加し、リーフレットの配布や熱中症予防月間ポスター掲示などによる啓発を実施。</li> </ul> | 取組状況(市民) | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民フェスタ高槻まつりにおける、環境保全活動団体による打ち水の実施。</li> <li>商業施設等におけるドライ型ミスト、冷却ルーバーの設置。</li> <li>自助の意識を育むため、地域住民が中心となった避難所運営訓練や炊き出し訓練を含む市民防災訓練を実施。</li> </ul> | 市民意識 | <ul style="list-style-type: none"> <li>過去のアンケートと比較して、異常気象に伴う豪雨災害や、熱中症など健康被害への懸念が大きく増加している。</li> <li>自ら取り組むべき事項として、災害への備えについて、高い関心が見られる。</li> </ul> |
| 取組状況(行政)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「総合雨水対策アクションプラン」に基づき、集中豪雨への対応として、雨水貯留施設等の整備やハザードマップを活用した市民向けの啓発を実施。</li> <li>深刻化する風水害に対応するため、地域防災計画を策定するとともに、定期的に地域住民と共に災害対応訓練を実施。</li> <li>「熱中症予防声かけプロジェクト」に参加し、リーフレットの配布や熱中症予防月間ポスター掲示などによる啓発を実施。</li> </ul>  |          |   |          |  |      |  |
| 取組状況(市民)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>市民フェスタ高槻まつりにおける、環境保全活動団体による打ち水の実施。</li> <li>商業施設等におけるドライ型ミスト、冷却ルーバーの設置。</li> <li>自助の意識を育むため、地域住民が中心となった避難所運営訓練や炊き出し訓練を含む市民防災訓練を実施。</li> </ul>   |          |   |          |  |      |  |
| 市民意識  | <ul style="list-style-type: none"> <li>過去のアンケートと比較して、異常気象に伴う豪雨災害や、熱中症など健康被害への懸念が大きく増加している。</li> <li>自ら取り組むべき事項として、災害への備えについて、高い関心が見られる。</li> </ul>   |          |   |          |  |      |  |



| (基本方針) 気候変動のリスクを知り、暮らしや事業活動での影響が小さくなるよう備えよう |  |
|---|--|
| 理由  | <p>緩和策だけでは一定程度の温暖化は避けられず、本市においても、近年、集中豪雨や大型台風による災害が頻発しており、これに対応していく必要がある。</p> <p>また、市民の温暖化に関する意識も、異常気象や熱中症など、生命、財産への不安に関心が高い傾向があることから、これに備えていく必要がある。</p> |

## 地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

### 第21条第3項

中核市は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の抑制等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

① 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項

② その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進に関する事項

(A) 再エネ・省エネ機器に関する取組(ハード対策)

(B) 日常的な取組(ソフト対策)

③ 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の抑制等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項

(C) まちづくりに関する取組

④ その区域内における廃棄物等の発生の抑制の促進その他の循環型社会の形成に関する事項

(D) 循環型社会に関する取組

## 気候変動適応法(抜粋)

### 第12条

市町村は、その区域における自然的経済的社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策の推進を図るため、気候変動適応計画を勘案し、地域気候変動適応計画を策定するよう努めるものとする。

(E) 気候変動適応策に関する取組